障害者対応指針等



- 1 車椅子使用者及び杖使用者の基本寸法等
- 2 視覚障害者誘導用ブロックに関する設置指針
- 3 高齢者が居住する住宅の設計に係わる方針



1 車椅子使用者及び杖使用者の基本寸法等

本条例で規定されている各寸法は、以下の車椅子使用者及び杖使用者の基本寸法等に基づいて決められている。これらの基本寸法等を参考として、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう設計されたい。

1 車椅子使用者に関する寸法

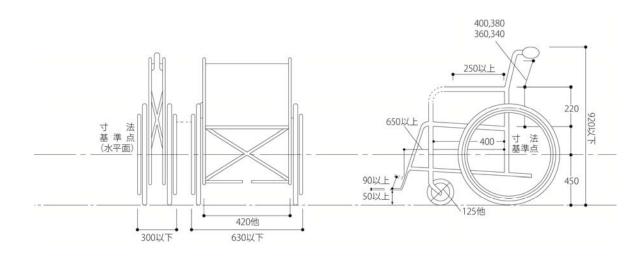
1.1 車椅子の寸法

■手動車椅子の寸法 JIS T9201 (車椅子)

車いすの形状・寸法は JIS 規格(日本工業規格)により定められている。形式は手動の大型、中型、小型の3タイプがある。この他に、スポーツ型、和室用や電動車いすなどがある。また、屋外では電動三輪車の利用も多くなっている。

① JIS 規格 (大型)

(単位:mm)



■電動車椅子の寸法 JIS T9203 (電動車椅子)

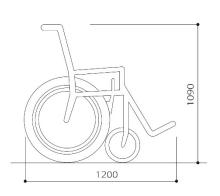
電動車椅子の寸法は、JIS 規格により定められている。

その性能は、登坂力 10° (17.6%)以上、段差ののりこえは、4.0cm 以上(屋外用)が可能である。

1 回の充電による連続走行時間は、平坦路 4~5 時間位(軽量型) のものが多い。

① JIS規格(大型)

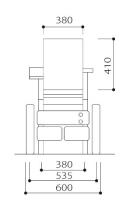
700

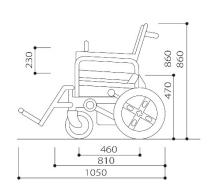


(単位:mm)

(単位:mm)

② 最新型の例



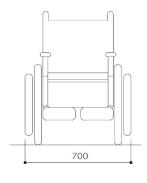


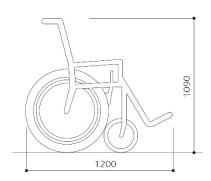
■手動及び電動車椅子の寸法 ISO 7193.7176/5 (車椅子)

車椅子の形状・寸法 ISO(国際標準化機構:International Organization for Standardization)においても基準が定められている。

車椅子の寸法の場合、次の最大値を超えない限り国際基準に適合しているものとみなされる。

全長: 1200mm 全幅: 700mm 全高: 1090mm

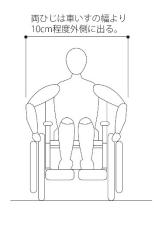


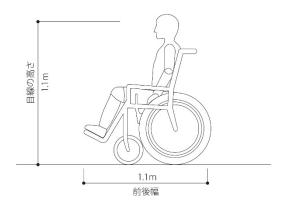


1.2 車椅子使用者の基本動作寸法

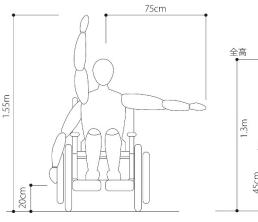
車椅子使用者の標準的な基本動作寸法は、以下の通りである。

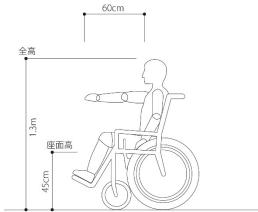
① 人間工学的寸法





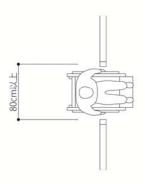
② 手の届く範囲





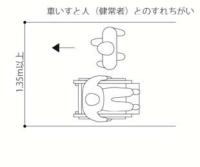
■計画上必要な動作空間(幅、広さとして最小限望まれる動作空間)

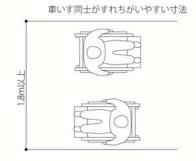
(幅、広さとして最小限望まれる動作空間)

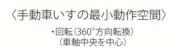


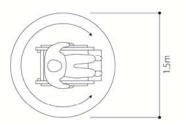
車いすで通行できる寸法





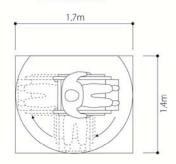


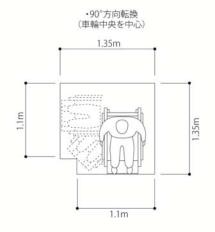




・車椅子全長が1.1mの場合の例である

・回転(180°方向転換) (車軸中央を中心)





2 杖使用者に関する寸法

2.1 杖使用者の基本動作寸法

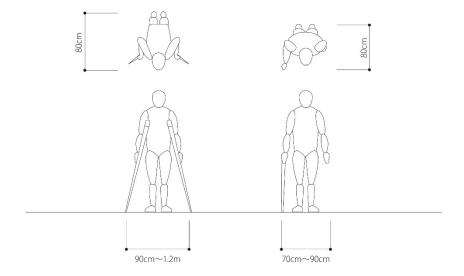
■見本動作寸法

杖使用者の標準的な基本動作寸法は、以下の通りである。

- ・松葉杖等使用者の歩行時の幅は、90cm から 1.2m 程度。
- ・杖を片手で使用した際の歩行時の幅は、70cm から 90cm 程度。
- ・低いところに手が届かない。(しゃがむことが出来ない)

■計画上必要な動作空間

杖使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下の通りである。



2 視覚障害者誘導用ブロックに関する設置指針

昭和60年8月21日 都街発第23号、道企発第39号 建設省都市局街路課長・道路局企画課長通信

視覚障害者誘導用ブロック設置指針

第1章 総則

1-1 目的

本指針は、視覚障害者誘導用ブロックの整備に関する一般的技術的指針を定め、その合理的な計画、設計、施工及び維持管理に資することを目的とする。

1-2 適用の範囲

本指針は、道路法の道路に視覚障害者誘導用ブロックを整備する場合に適用する。

1-3 視覚障害者誘導用ブロックの定義

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び、大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障害者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設である。

第2章 設置計画

2-1 種類

視覚障害者誘導用ブロックの種類は、原則として次のとおりとする。

- (1)線状ブロック 平行する線状の突起をその表面につけたブロックをいう。
- (2)点状ブロック 点状の突起をその表面につけたブロックをいう。

2-2 設置対象道路

視覚障害者の歩行が多い道路、公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ道路等には、 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設置するものとする。

2-3 設置方法

2-3-1 基本的な考え方

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者の利便性の向上を図るために、視覚障害者の歩行上必要な箇所に、現地での確認が容易で、しかも覚えやすい方法で設置するものとする。

2-3-2 設置の原則

- (1)視覚障害者誘導用ブロックは、歩道(自転車歩行者道、立体横断施設、横断歩道の途中にある中央分離帯等を含む。)上に設置するものとする。
- (2)線状ブロックは、視覚障害者に、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いるものとする。視覚障害者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示すものとする。 点状ブロックは、視覚障害者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いるものとする。
- (3)障害者を回避させるための案内、複雑な誘導経路の案内及び公共交通機関の駅等と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ道路の案内を行う場合においては、必要に応じて継続的直線歩行の案内を行うものとする。
- (4)視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が視覚障害者誘導用ブロックの設置箇所にはじめて踏み込む時の歩行方向に、原則として約60cmの幅で設置するものとする。また、継続的直線歩行の案内を行う場合の視覚障害者誘導用ブロックは、歩行方向の直角方向に原則として約30cmの幅で設置するものとする。
- (5)一連で設置する線状ブロックと点状ブロックとはできるだけ接近させるものとする。
- (6)視覚障害者誘導用ブロックは、原則として現場加工しないで正方形状のまま設置するものとする。
- (7)視覚障害者誘導用ブロックを一連で設置する場合は、原則として同寸法、同材質の視覚障害者誘導用ブロックを使用するものとする。

第3章 材料

3-1 材料

視覚障害者誘導用ブロックの材料としては十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを 用いるものとする。

3-2 色彩

視覚障害者誘導用ブロックの平板の歩行表面及び突起の表面の色彩は、原則として黄色とする。

第4章 施工

視覚障害者誘導用ブロックの施工は、設計図、仕様書等に定めるもののほか、次の各項に定めるところにより行うものとする。

(1)基礎

基礎は、視覚障害者誘導用ブロックの不陸や不等沈下が生じないよう十分に突き固め、転圧を行うものとする。

(2)視覚障害者誘導用ブロックのすえつけ

視覚障害者誘導用ブロックは、計画高に合わせてすえつけるものとする。また、接着目地としては舗装との整合性や接着性のよいものを用い、舗装と視覚障害者誘導用ブロック間及び名視覚障害者誘導用ブロック間の結合を図るものとする。

第5章 維持管理

5-1 点検

点検は、下記の項目について実施することが望ましい。

- (1)視覚障害者誘導用ブロック
 - ①突起の固定、破損及びすり減り状況
 - ②平板の固定、破損、不陸及び不等沈下状況
- (2)視覚障害者誘導用ブロックが設置されている道路の路面
 - ①路面の不陸状況
 - ②路面の排水状況

5-2 維持修繕

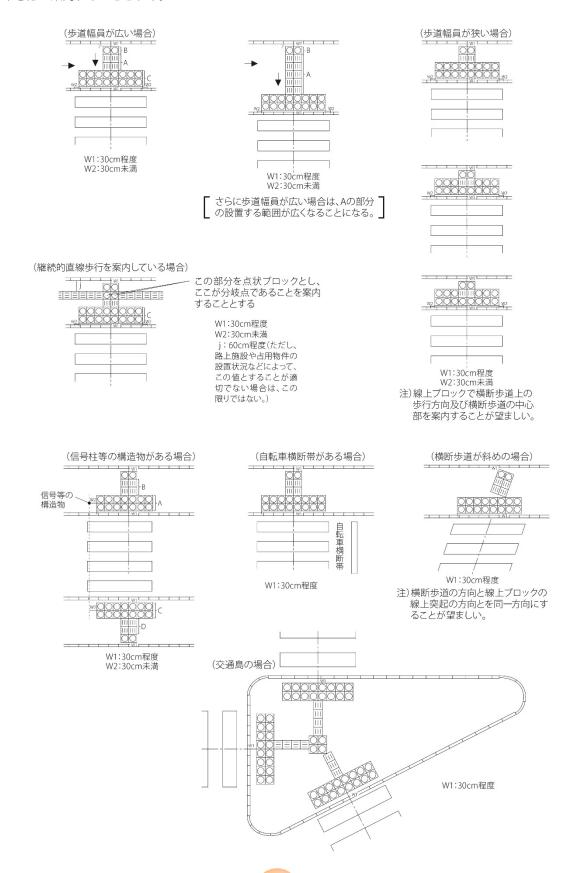
点検により視覚障害者誘導用ブロックの異常を認めた場合には、その補修を行うものとする。

5-3 工事における事前調整

視覚障害者誘導用ブロックが設置されている道路において工事を行う場合で、歩行位置の変更又は歩行止めを行うときは、事前に関係者と調整を行うことが望ましい。

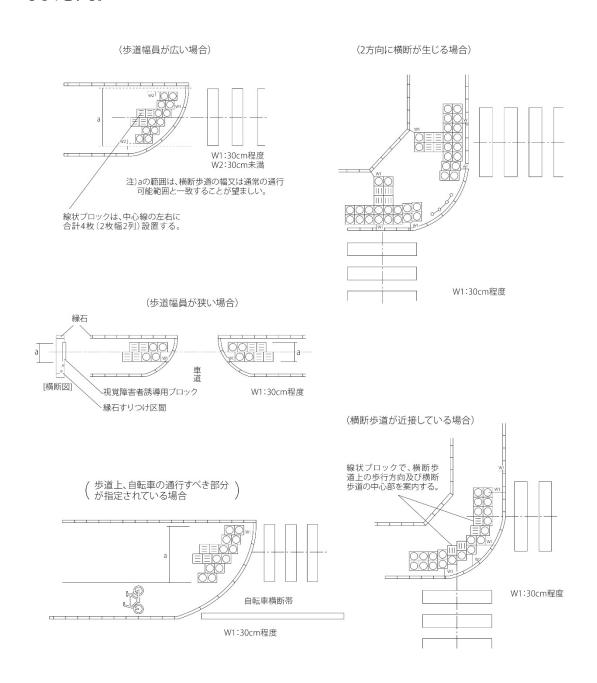
横断歩道口の設置例

視覚障害者が横断歩道を確実に走行できるよう横断歩道直前に、線状ブロックで走行方向及び横断歩道の 中心部を案内することとする。



歩道巻込部の設置例

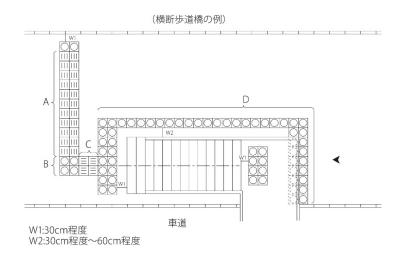
歩道巻込部は、大別すると 2 種に分かれる。つまり、進行する一方のみに横断が生ずる場合と、2 方向もしくは 3 方向に横断が生じる場合である。いすれの場合も、線上ブロックで横断方向及び歩行位置を案内するものとする。



横断歩道橋の昇降口の設置例

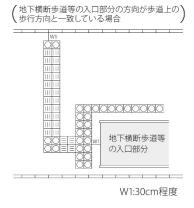
横断歩道橋の昇降部へは、線状ブロックにより誘導し、点状ブロックで昇降部の位置を示すものとする。 また、視覚障害者が横断歩道橋の橋脚等に接触することのないような措置を講じるものとする。なお、横断 歩道橋の階段などには、視覚障害者が階段を上り切った時などに"からあし"を踏むことがないように、最上 階の階段を他の階段と区別することができるような方策、例えば、滑り止めなどの大きさを最上階の階段の み異なるものとするなどの方策を取ることが望ましい。

なお、横断歩道橋の手すりには、必要に応じ点字等による案内を行うことが望ましい。

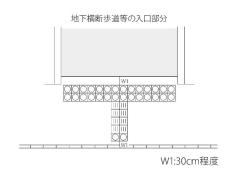


地下横断歩道等の昇降部の設置例

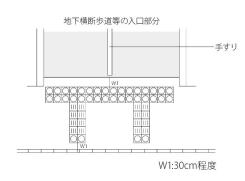
地下横断歩道や地下鉄等の昇降口には、横断歩道橋の場合と同様な考え方で、視覚障害者誘導用ブロックを設置するものとする。

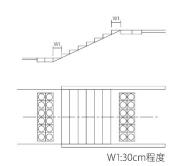


(地下横断歩道等の入口部分の方向が歩道上の) 歩行方向に対して直角方向である場合



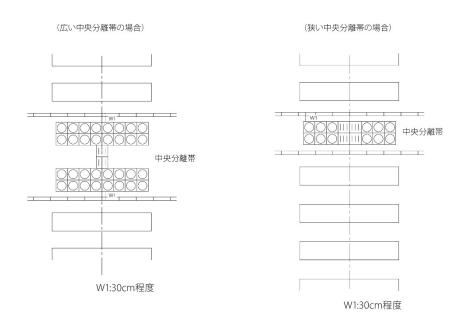
(地下横断歩道等の階段の中央ブロックに手すり) がある場合





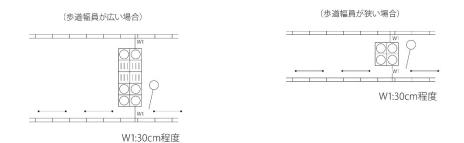
中央分離帯の設置例

中央分離帯には、横断歩道の幅を示す点状ブロック、歩行方向及び横断歩道の中心部を示す線状ブロックを設置することとする。



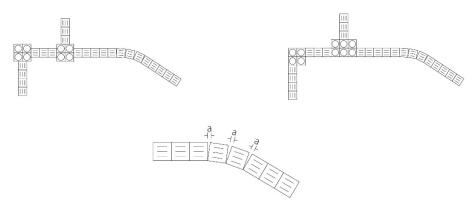
バス停部の設置例

バス停部では、パスの乗車口を案内するものとする。



屈折・屈曲及び分岐地点の設置例

直線部分は、線状ブロック 1 枚幅で案内するものとし、走行方向を変更する必要がある箇所には、原則として点状ブロックを設置して視覚障害者に注意を促するものとする。



a:10cm以下とすることが望ましい。

3 高齢者が居住する住宅の設計に係わる方針

(平成13年8月6日国土交通省告示第1299号)

第1 趣旨

この指針は、高齢者が居住する住宅において、加齢等に伴って身体の機能の低下が生じた場合にも、高齢者がそのまま住み続けることができるよう、一般的な住宅の設計上の配慮事項を示すものであり、現に特定の身体機能の低下や障害が生じている居住者のために個別に配慮する際には、当該居住者の状況に応じ、この指針に示すもの以外の設計上の工夫を行う必要がある場合がある。

また、この指針は、高齢者の居住する住宅及び屋外部分が、高齢者の移動等(水平移動、垂直移動、姿勢の変化及び寄りかかりの各行為をいう。)に伴う転倒、転落等の防止のための基本的な措置又は介助が必要となった場合を想定し、介助用車椅子使用者が基本生活行為(日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。以下同じ。)を除く。)にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)で行われる排泄、入浴、整容、就寝、食事、移動その他これらに伴う行為をいう。)を行うことを容易にするための基本的な措置を確保するために必要な事項を示すものとする。

なお、事項によっては、上記の措置に基づく仕様を基本レベルを示すとともに、高齢者の移動等に伴う転倒、転落等の防止に特に配慮した措置又は介助が必要となった場合を想定し、介助用車椅子使用者が基本生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が確保された仕様を推奨レベルとして示すものとする。

また、この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 住宅の専用部分に係る指針

1 適用範囲

すべての住宅に適用する。

2 指針

(1) 部屋の配置

イ 基本レベル

日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。

ロ 推奨レベル

日常生活空間のうち、玄関、便所、浴室及び食事室並びに脱衣室及び洗面所(存する場合に限る。)が、特定寝室の存する階にあること。ただし、ホームエレベーター(出入口の有効な幅員が 750 mm以上(通路等から直進して入ることができる位置に設置されているものにあっては 650 mm以上)である等介助用車椅子の使用が可能であるものに限る。)が設けられており、かつ、日常生活空間のうち便所が特定寝室の存する階にある場合にあっては、この限りでない。

(2) 段差

イ 基本レベル

- ① 日常生活空間内の床が、段差のない構造(5 mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。
- a 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を 20 mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間 の高低差を 5 mm以下としたもの
- b 玄関の上がりかまちの段差
- c 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関の出入口を除く。以下「勝手口等」という。)の出入口及び

上がりかまちの段差

- d 居室の部分の床のうち次に掲げる要件を満たすものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差
 - (i) 介助用車椅子の移動の妨げとならない位置に存すること
 - (ii) 面積が 3 m以上 9 m (当該居室の面積が 18 m以下の場合にあっては、当該面積の 1/2) 未満であること
 - (iii) 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の 1/2 未満であること
 - (iv) 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が 1,500 mm以上であること
 - (v) その他の部分の床より高い位置にあること
- e 浴室の出入口の段差で、20 mm以下の単純段差(立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。)としたもの又は浴室内外の高低差を120 mm以下、またぎ高さを180 mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの
- f バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあっては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段(奥行きが 300 mm以上で幅が 600 mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が 1,200 mm以上であり、かつ、1 段であるものに限る。以下口① b を除き同じ。)との段差及び踏み段とかまちとの段差で 180 mm以下の単純段差としたものに限る。
 - (i) 180 mm (踏み段を設ける場合にあっては、360 mm) 以下の単純段差としたもの
 - (ii) 250 mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの
 - (iii) 屋内側及び屋外側の高さが 180 mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが 180 mm以下で屋外側の高さが 360 mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの
- ② 日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。
- a 玄関の出入口の段差
- b 玄関の上がりかまちの段差
- c 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差
- d バルコニーの出入口の段差
- e 浴室の出入口の段差
- f 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の 90 mm以上の段差

ロ 推奨レベル

- ① 日常生活空間内の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。
- a イ①のa、c及びdに掲げるもの
- b 玄関の上がりかまちの段差で、110 mm(接地階に存する玄関のものにあっては 180 mm、踏み段(奥行きが 300 mm以上で幅が 600 mm以上であり、かつ、1 段であるものに限る。)を設ける場合にあっては、360 mm)以下としたもの並びに土間と踏み段との段差及び踏み段と上がりかまちとの段差で 110 mm (接地階に存する玄関のものにあっては 180 mm) 以下としたもの
- c バルコニーの出入口の段差で、180 mm(踏み段を設ける場合にあっては、360 mm)以下の単純段差としたもの並びにバルコニーと台との段差及び台とかまちの段差で180 mm以下の単純段差としたもの並びにバルコニーと台との段差及び台とかまちとの段差で180 mm以下の単純段差としたもの
- ② 日常生活空間外の床が、イ②に掲げる要件を満たすこと。

(3) 手すり

イ 基本レベル

① 手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる要件を満たすこと。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。

(い)	(3)
空間	手すりの設置の要件
階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが
	700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている
	場合にあっては、この限りでない。
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。
浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。
玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。

② 転落防止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる要件を満たすこと。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれがないものについては、この限りでない。

(し)	(3)
空間	手すりの設置の要件
バルコニー	a 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以
	上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられてい
	る こと。
	b 腰壁等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達す
	るように設けられていること。
	c 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設
	けられていること。
2階以上の窓	a 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以
	上800mm未満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上の窓にあっては1,100mm)以上の
	高さに達するように設けられていること。
	b 窓台等の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達す
	るように設けられていること。
	c 窓台等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設
	けられていること。
廊下及び階段	a 腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面(階段にあっては踏面の先端)
(開放されて	から800mm以上の高さに達するように設けられていること。
いる側に限る	b 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように
。)	設けられていること。

③ 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっては踏面の先端。口③において同じ。)及び 腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台等の高さが 650 mm未満の場合に限る。口③において同じ。)から の高さが 800 mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で 110 mm以下であること。

ロ 推奨レベル

① 手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる要件を満たすこと。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。

(しヽ)	(3)
空間	手すりの設置の要件
階段	両側(勾配が45度以下であり、かつ、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、少
	なくとも片側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられているこ
	と。
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。
浴室	浴室出入り、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り、姿勢保持及び洗い場の立ち座りのためのものが
	設けられていること。
玄関	上がりかまち部の昇降及び靴の着脱のためのものが設けられていること。
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設けられていること。

- ② 転落防止のための手すりが、イ②に掲げる要件を満たすこと。
- ③ 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等又は窓台等からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、イ③に掲げる要件を満たすこと。

(4) 通路及び出入口の幅員

イ 基本レベル

- ① 日常生活空間内の通路の有効な幅員が 780 mm (柱等の箇所にあっては 750 mm) 以上であること。
- ② 日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。以下同じ。)の幅員(玄 関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が 750 mm (浴室の出入口にあっては 600 mm)以上であること。

ロ 推奨レベル

- ① 日常生活空間((1)口に規定するホームエレベーターを設置する場合にあっては、当該ホームエレベーターと日常生活空間との間の経路を含む。)内の通路の有効な幅員が 850 mm (柱等の箇所にあっては 800 mm) 以上であること。
- ② 日常生活空間内の出入口の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が800mm以上であること。

(5) 階段

イ 基本レベル

次に掲げる要件を満たすこと。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。

- ① 勾配が 22/21 以下であり、けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和が 550 mm以上 650 mm以下であり、かつ、踏面の寸法が 195 mm以上であること。
- ② 蹴込みが30 mm以下であること。
- ③ ①に掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から 300 mmの位置における 寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、①の規定のうち各部の寸法に関 するものは適用しないものとする。
- a 90 度屈曲部分が下階の床から上 3 段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて 30 度以上となる回り階段の部分

- b 90 度屈曲部分が踊場から上 3 段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて 30 度以上となる回り階段の部分
- c 180 度屈曲部分が 4 段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から 60 度、30 度、30 度及び 60 度の順となる回り階段の部分

ロ 推奨レベル

次に掲げる要件を満たすこと。ただし、ホームエレベーターが設けられており、かつ、イの①から④までに掲げる要件を満たす場合にあっては、この限りでない。

- ① 勾配が 6/7 以下であり、かつ、けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和が 550 mm以上 650 mm以下であること。
- ② 蹴込みが30 mm以下であり、かつ、蹴込み板が設けられていること。
- ③ 回り階段等安全上問題があると考えられる形式が用いられておらず、かつ、最上段の通路等への食い 込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。
- ④ 踏面に滑り防止のための部材を設ける場合にあっては、当該部材が踏面と同一面となっていること。
- ⑤ 踏面の先端と蹴込み板を勾配が60度以上90度以下の面で滑らかにつなぐ形状とすることその他の措置により段鼻を出さない形状となっていること。

(6) 各部の広さ等

イ 便所

(1) 基本レベル

日常生活空間内の便所が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- a 長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で 1,300 mm以上であること。
- b 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が 500 mm以上であること。

② 推奨レベル

日常生活空間内の便所の短辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で1,300 mm又は便器後方の壁から便器の先端までの距離に500 mmを加えた値以上であること。

口 浴室

基本レベル

日常生活空間内の浴室が、次に掲げる要件を満たすこと。

- a 浴室の短辺が、一戸建ての住宅にあっては内法寸法で 1,300 mm以上、一戸建ての住宅以外の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては内法寸法で 1,200 mm以上であること。
- b 浴室の面積が、一戸建ての住宅にあっては内法寸法で 2.0 ㎡以上、一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては内法寸法で 1.8 ㎡以上であること。

② 推奨レベル

日常生活空間内の浴室の短辺が内法寸法で 1,400 mm以上であり、かつ、面積が内法寸法で 2.5 ml以上であること。

ハ 特定寝室

基本レベル

特定寝室の面積が、内法寸法で9㎡以上であること。

② 推奨レベル

特定寝室の面積が、内法寸法で12㎡以上であること。

(7) 床及び壁の仕上げ

住戸内の床・壁の仕上げは、滑り、転倒等に対する安全性に配慮したものであること。

(8) 建具等

イ 基本レベル

建具が、開閉がしやすく、かつ、安全性に配慮したものであること。また、建具の取っ手、引き手及び錠が使いやすい形状のものであり、適切な位置に取り付けられていること。

ロ 推奨レベル

- ① イに掲げる要件を満たすこと。
- ② 建具、造付け家具等に用いられるガラスのうち身体に接触する可能性のあるものが、安全ガラスであること。

(9) 設備

イ 基本レベル

- ① 日常生活空間内の便所の便器が、腰掛け式であること。
- ② 浴槽の縁の高さ等が、高齢者の入浴に支障がない等安全性に配慮したものであること。
- ③ 住戸内の給水給湯設備、電気設備及びガス設備が、高齢者が安心して使用できる安全装置の備わった 調理器具設備等を使用する等安全性に配慮したものであるとともに、操作が容易なものであること。
- ④ 住戸内の照明設備が、安全上必要な箇所に設置されているとともに、十分な照度を確保できるものであること。
- ⑤ ガス漏れ検知器等(ガスを使用する場合に限る。)及び火災警報器が、高齢者が主に使用する台所に設けられていること。
- ⑥ 通報装置が、できる限り便所及び浴室に設けられていること。

ロ 推奨レベル

- ① イの①から④までに掲げる要件を満たすこと。
- ② ガス漏れ検知器等(ガスを使用する場合に限る。)、火災警報器及び自動消火装置又はスプリンクラーが、高齢者が主に使用する台所に設けられていること。
- ③ 火災警報器が、特定寝室に設けられていること。
- ④ 通報装置が、便所、浴室及び特定寝室に設けられていること。

(10) 温熱環境

各居室等の温度差をできる限りなくすよう断熱及び換気に配慮したものであるとともに、居室、便所、脱 衣室、浴室等の間における寒暖差による事故等を未然に防ぐことができるように暖冷房設備等を用いること ができる構造のものであること。

(11) 収納スペース

日常使用する収納スペースが、適切な量が確保されるとともに、無理のない姿勢で出し入れできる位置に 設けられていること。

(12) その他

玄関が、できる限りベンチ等を設置できる空間が確保されているとともに、上がりかまちに必要に応じて 式台が設けられていること。

第3 一戸建ての住宅の屋外部分に係る指針

1 適用範囲

一戸建ての住宅に適用する。

2 指針

アプローチ等が、次に掲げる要件を満たすこと。

- イ 住戸へのアプローチ通路等が、歩行及び車椅子利用に配慮した形状、寸法等のものであること。
- ロ 屋外階段の勾配、形状等が、昇降の安全上支障のないものであること。
- ハ 屋外の照明設備が、安全性に配慮して十分な照度を確保できるものであること。

第4 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分及び屋外部分に適用される指針

1 適用範囲

一戸建ての住宅以外の住宅に適用する。

2 指針

(1) 共用階段

イ 基本レベル

- ① 各階を連絡する共用階段のうち少なくとも一つが、次のaからdまで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、c及びd)に掲げる要件を満たすこと。
- a 踏面が 240 mm以上であり、かつ、けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和が 550 mm以上 650 mm以下であること。
- b 蹴込みが 30 mm以下であること。
- c 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。
- d 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが 700 mmから 900 mmの位置に設けられていること。
- ② 直接外部に開放されている共用階段にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、高さ 1m以下の階段の部分については、この限りではない。
- a 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが 650 mm以上 1,100 mm未満の場合にあっては踏面の先端から 1,100 mm以上の高さに、腰壁等の高さが 650 mm未満の場合にあっては腰壁等から 1,100 mm以上の高さに設けられていること。
- b 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが 650 mm未満の場合に限る。) からの高さが 800 mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で 110 mm以下であること。

ロ 推奨レベル

- ① 各階を連絡する共用階段のうち少なくとも一つが、次に掲げる要件を満たすこと。
- a 勾配が 7/11 以下であり、かつ、けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和が 550 mm以上 650 mm以下であること。
- b 蹴込みが 20 mm以下であり、かつ、蹴込み板が設けられていること。
- c 踊り場付き折れ階段又は直階段であり、かつ、最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。
- d 踏面に滑り防止のための部材が設けられる場合にあっては、当該部材が踏面と同一面となっていること。
- e 踏面の先端と蹴込み板を勾配が60度以上90度以下の面で滑らかにつなぐ形状とすることその他の措置により段鼻を出さない形状となっていること。
- f 手すりが、両側に、かつ、踏面の先端からの高さが 700 mmから 900 mmの位置に設けられていること。
- ② 直接外部に開放されている共用階段にあっては、イ②に掲げる要件を満たすこと。

(2) 共用廊下

イ 基本レベル

各住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 共用廊下の床が、段差のない構造であること。
- ② 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- a 勾配が 1/12 以下(高低差が 80 mm以下の場合にあっては 1/8 以下)の傾斜路が設けられているか、 又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。
- b 段が設けられている場合にあっては、当該段が(1)イ①のaからdまでに掲げる要件を満たすこと。
- ③ 手すりが、共用廊下(次のa及びbに掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700 mmから900 mmの位置に設けられていること。
- a 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他のやむを得ず手すりを設けることのできない部分
- b エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分
- ④ 直接外部に開放されている共用廊下(1 階に存するものを除く。口④において同じ。)にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- a 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが 650 mm以上 1,100 mm未満の場合にあっては床面から 1,100 mm以上の高さに、腰壁等の高さが 650 mm未満の場合にあっては腰壁等から 1,100 mm以上の高さに設けられていること。
- b 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等 (腰壁等の高さが 650 mm未満の場合に限る。) からの高さが 800 mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で 110 mm以下であること。

ロ 推奨レベル

各住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 共用廊下の床が、段差のない構造であること。
- ② 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- a 勾配が 1/12 以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が 1,200 mm以上であるか、又は、高低差が 80 mm以下で勾配が 1/8 以下の傾斜路若しくは勾配が 1/15 以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が 1,200 mm以上であること。
- b 手すりが、傾斜路の両側に、かつ、床面からの高さ 700 mmから 900 mmの位置に設けられていること。
- c 段が設けられている場合にあっては、当該段が(1)口①のaからfまでに掲げる要件を満たすこと。
- ③ 手すりが、イ③に掲げる要件を満たすこと。
- ④ 直接外部に開放されている共用廊下にあっては、イ④に掲げる要件を満たすこと。

(3) 幅員

イ 基本レベル

住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合にあっては、当該階から建物出入口のある階又はエレベーター停止階に至る一の共用階段の有効幅員が 900 mm以上であること。

ロ 推奨レベル

各住戸から、エレベーターを経て建物出入口まで、幅員 1,400 mm以上の共用廊下を経由して到達できること。

(4) エレベーター

イ 基本レベル

- ① 各住戸(建物出入口の存する階にあるものを除く。)から、エレベーター又は共用階段(1 階分の移動に限る。)を利用して建物出入口の存する階まで到達でき、かつ、当該住戸(エレベーターを利用せずに建物出入口に到達できるものを除く。)からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが次に掲げる要件を満たすこと。
- a エレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (i) エレベーターの出入口の有効な幅員が800 mm以上であること。
 - (ii) エレベーターホールに一辺を 1,500 mmとする正方形の空間を確保できるものであること。
- b 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。
- c 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (i) 勾配が 1/12 以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が 900 mm以上であるか、又は、高低差が 80 mm以下で勾配が 1/8 以下の傾斜路若しくは勾配が 1/15 以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が 1,200 mm以上であること。
 - (ii) 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さ 700 mmから 900 mmの位置に設けられていること。
 - (iii) 段が設けられている場合にあっては、当該段が(1)イ①のaからdまでに掲げる要件を満たすこと。
- ② エレベーターの乗り場ボタン及びかご内の操作盤は、車椅子利用者に配慮したものであること。

ロ 推奨レベル

- ① 各住戸(建物出入口の存する階にあるものを除く。)から、エレベーターを利用して建物出入口のある階まで到達でき、かつ、当該各住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる要件を満たすこと。
- a エレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (i) イ①aに掲げる要件を満たすこと。
 - (ii) エレベーターのかごの奥行きが内法寸法で1,350 mm以上であること。
- b イ①bに掲げる要件を満たすこと。
- c 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、(2)口②のaからcまでに掲げる 要件を満たすこと。
- ② イ②に掲げる要件を満たすこと。

(5) アプローチ等

主要な団地内通路及び建物出入口が、歩行及び車椅子での移動の安全性及び利便性に配慮した構造のものであること。

(6) 床の仕上げ

アプローチ、建物出入口、階段、傾斜路、共用廊下等の床の仕上げが、滑りやつまずきに対する安全性に 配慮したものであること。

(7) 照明設備

屋外アプローチ及び共用部分の照明設備が、安全性に配慮して十分な照度を確保できるものであること。